

第 1 章

推進体制

1 連携・協力の確保

「障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現」を目指すべく計画の推進を図るためには、市民や関係団体との連携・協力が不可欠です。市民等の要望・意見を施策の実施に反映させるよう努め、それぞれの情報を共有するとともに、自主的・主体的な取り組みを支援し協働による施策の推進を図ります。

国・県などの関係機関との連携を深めるとともに、適切な役割分担により、効果的な施策の推進を図るほか、各種制度の充実や財源の確保などをこれらの機関に要請します。

また周辺自治体と情報交換などを行うことにより、共通の施策の推進や課題についての検討を行います。

2 広報・啓発活動の推進

「障害の有無によって分け隔てられることなく誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現」を目指すためには、すべての市民が、障害及び障害のある人についての正しい理解と認識を持つことが重要です。

そのためには、さまざまな機会をとらえて、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害等の障害特性や、性別や年齢等に応じた障害のある人についての正しい理解や認識のための広報・啓発を行うとともに、子どもたちから障害のある人とない人との交流などを促進していくことが必要となります。

障害のある人にかかわるボランティア活動については、障害のある人の地域社会での暮らしの支援になるのみならず、それにより障害のある人に対する理解を深めるという点で大変意義深く、多くの市民がボランティア活動に参加することが望まれます。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

- (1) 広報・啓発活動の促進
- (2) 障害及び障害者理解の促進
- (3) ボランティア活動等の促進

課題（1）広報・啓発活動の推進

項目	現状	施策の方向性
1. 広報媒体などによる推進	<p>障害者週間の時期にあわせて、広報ふなばし1面に障害及び障害のある人に対する理解促進のための特集記事を掲載しています。</p> <p>平成25年度においては、グループホームで生活する障害者の1日について掲載し障害者に対する理解の促進を図りました。</p>	<p>掲載内容について創意工夫するとともに市のホームページ等を活用し、障害のある人への理解促進を図っていきます。</p> <p>[担当課] 広報課 障害福祉課</p>
2. 精神障害者に対する理解の促進	<p>船橋市精神保健福祉推進協議会主催のこころの健康セミナーを年1回開催するほか、啓発用の小冊子を年1回発行し、精神障害者に対する理解の促進や精神保健福祉に関する正しい知識普及に努めています。</p> <p>また地域での支援活動者や家族を対象とした講演会等を開催しています。</p>	<p>講演会等の開催により、精神保健福祉に関する正しい知識普及に努めるとともに船橋市精神保健福祉推進協議会を通じて精神障害及び精神障害者の理解の促進を図ります。</p> <p>[担当課] 保健予防課</p>
3. 障害者週間記念事業の実施	<p>12月3日から9日の障害者週間の行事として、障害のある人の作品展や映画の上映などを盛り込んだ障害者週間記念事業を開催し、障害及び障害のある人への理解の促進を図っています。</p>	<p>障害者週間記念事業を開催し、その中で身体障害者補助犬の実演等の内容の充実を検討し、障害及び障害のある人への理解の促進を図ります。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>

課題（2）障害及び障害者理解の促進

項目	現状	施策の方向性
1. 交流保育の推進	定期的な交流保育を行うため、平成25年4月から「船橋市交流保育実施要領」を策定し、交流保育を行っています。	療育施設の発達支援児と保育園児が地域の中で育ちあうことを目的とした、公立保育園と療育施設との交流保育を行っています。 [担当課] 保育課 療育支援課
2. 地域交流の推進	小規模作業所が行う船橋駅北口デッキ広場で生産物販売や、地域活動支援センターが行う公園清掃、障害福祉施設等で行われる行事等を通じ、地域交流を行っています。	地域交流活動を推進するとともに、交流推進のための広報活動も推進していきます。 [担当課] 障害福祉課
3. 特別支援教育振興大会の開催	特別支援教育振興大会として、合同作品展、合同発表会、特別教育講演会を開催しています。	特別支援教育振興大会を開催することにより障害及び障害者の理解の促進を図ります。 [担当課] 総合教育センター
4. 障害福祉施設等との連携	船橋市障害福祉施設連絡協議会や船橋障がい者地域福祉連絡会の会議に出席するなど障害福祉施設などとの連携を図っています。	これらの協議会や連絡会に出席し、意見や要望を受けるとともに、行政の政策や方針を積極的に発信していくことで連携を深めていきます。 [担当課] 障害福祉課

項目	現状	施策の方向性
5. 学校教育における福祉教育の推進	<p>福祉教育推進校を中心に、地域での研究・実践を深めています。</p> <p>また、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小学校の特別支援学級や通常の学級との交流を行っています。</p>	<p>総合的な学習や特別活動の時間において福祉教育の内容を取り上げるほか、体育行事や文化行事において交流の場を設けていきます。</p> <p>[担当課] 指導課 総合教育センター</p>
6. 生涯学習における福祉教育の推進	<p>身体障害者福祉センターの福祉講座やまちづくり出前講座の実施により障害及び障害のある人への理解の促進を図っています。</p>	<p>市民の方々を対象とした福祉講座やまちづくり出前講座を実施するとともに、小学生を対象とした福祉体験講座を実施することで、障害及び障害のある人の更なる理解の促進を図ります。</p> <p>[担当課] 障害福祉課 社会教育課</p>
7. 身体障害者補助犬法 ¹ の啓発	<p>身体障害者の円滑な社会活動を推進するため、身体障害者補助犬法の啓発を行い、制度に対する理解と浸透を図っています。</p>	<p>身体障害者補助犬法の啓発は広報ふなばしや障害福祉のしおり、障害者週間記念事業での身体障害者補助犬の実演などを活用し、身体障害者補助犬法に対する理解と浸透を図っていきます。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>

¹身体障害者補助犬は、目や耳、手足等に障害のある人の生活を手助けする「盲導犬」・「聴導犬」・「介助犬」がいます。

課題（3）ボランティア活動等の促進

項目	現状	施策の方向性
1. ボランティアの養成	<p>身体障害者福祉センターの福祉講座や、ふなばし市民大学校のボランティア入門学科の講座によるほか、船橋市社会福祉協議会や精神保健福祉推進協議会とも連携してボランティア養成講座を開催するなどボランティアの養成を図るほか、ボランティア養成の支援を行っています。</p>	<p>福祉体験講座、点字講習会や手話講演会等を実施するなどボランティアの養成を図り、関係機関と連携し、ボランティアの養成の支援を行います。</p> <p>[担当課] 保健予防課 地域福祉課 障害福祉課 社会教育課 公民館</p>
2. ボランティア登録の推進	<p>ボランティア活動の促進のため、ボランティアセンター²やNBF クラブ³などのボランティア登録を推進しています。</p>	<p>ボランティア活動を推進するため、ボランティア登録を推進します。</p> <p>またボランティア希望者とボランティア派遣先との調整を行っています。</p> <p>[担当課] 保健予防課 地域福祉課 障害福祉課</p>

²船橋市社会福祉協議会内に設置する機関で、ボランティアを希望する方を登録し、ボランティアを必要とする方とのコーディネートを行っています

³障害のある人への生活支援ボランティアを行っている団体です。市を通じて、障害者からボランティアの派遣依頼を受け付けており、NBF クラブに登録している市民ボランティアの中から条件と依頼内容がマッチした人を派遣しています。

項目	現状	施策の方向性
<p>3. ボランティア活動の支援</p>	<p>市民活動サポートセンターにて利用登録団体に打合せスペースの提供や情報発信の支援をしています。</p> <p>また市民公益活動公募型支援事業⁴やボランティア団体等と協力して事業を行っているほか、ボランティア活動に対しての支援を行っています。</p>	<p>市民活動サポートセンターにおいてボランティア活動を支援するほか、ボランティア団体等と協力しての事業の実施や、ボランティア活動に対しての支援を行っています。</p> <p>[担当課] 市民協働課 保健予防課 地域福祉課 障害福祉課</p>
<p>4. 障害福祉団体への支援</p>	<p>障害のある人の社会参加や社会的自立の促進を図るため、障害のある人の地域社会への参加や福祉の向上に寄与している、障害福祉団体が実施する事業を支援するとともに、活動に要する事業費の一部を助成しています。</p>	<p>障害福祉団体の活動に要する事業費の一部を助成するなど支援を行い、障害のある人の社会参加及び社会的自立の促進を図っていきます。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>

3. 進捗状況の管理及び評価

本計画の施策の実施については、障害のある人やその家族を始めとする関係者の意見を聴きつつ、各論で示した施策の方向性に沿うよう、また本計画の（別表）成果目標を達成するよう、計画的な施策の実施に努めます。

本計画の着実な推進を図るため、毎年度の実施状況及び効果を把握・評価し、船橋市自立支援協議会に報告するものとします。またそれらの結果に応じ取り組みの見直しなどを行います。

社会情勢の変化等により、あるいは本計画の進捗状況及び効果の把握・評価を通じて本計画の変更の必要性が生じた場合には、対象期間の途中であっても本計画の見直しを行います。

⁴市民活動団体から提案のあった事業について、その内容を審査し、公益性や社会貢献性の効果がある事業に対して、市が支援金を交付する事業です